

福岡県公報

令和4年7月8日
第 313 号

目次

告 示 (第683号 - 第693号)

○漁業共済の加入区の設定の一部変更	(漁業管理課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	4
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	4
○令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更	(水産振興課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4

公 告

○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	5
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	5
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	5
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	5
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	5
○令和4年度種苗生産事業者講習会	(林業振興課)	6
○落札者等の公示	(税務課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○特定危険薬物の指定の失効	(薬務課)	8
○国土調査の指定	(農山漁村振興課)	9
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課)	9
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定事項変更に係る公示について	(住宅計画課)	9
○介護医療院の許可	(介護保険課)	9
○指定介護療養型医療施設の辞退	(介護保険課)	9

監 査 委 員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第一課)	10
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第二課)	17

告 示

福岡県告示第683号

漁業共済の加入区の設定(平成27年3月福岡県告示第191号)の一部を次のように変更したので、漁業災害補償法施行令(昭和39年政令第293号)第9条第7項において準用する同令第7条第3項の規定により公示する。

令和4年7月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

表中

福吉加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧福吉漁業協同組合の地区	総トン数1トン以上10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業(以下「小型底びき網漁業」という。)	を
		総トン数1トン以上10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業(以下「小型船びき網漁業」という。)	
		総トン数1トン以上10トン未満の漁船により営む漁業であって主としていか釣りをする漁業(以下「小型特定漁業」という。)、総トン数1トン以上10トン未満の漁船により営む漁業であって小型底びき網漁業、小型船びき	

		網漁業及び小型特定漁業以外の漁業（以下「小型一般漁業」という。）並びに漁業法（昭和24年法律第267号）に定める第二種共同漁業のうち小型定置網漁業（以下「小型定置網漁業」という。）
		総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む二双吾智網漁業（以下「二双吾智網漁業」という。）

福吉加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧福吉漁業協同組合の地区	総トン数1トン以上10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業（以下「小型底びき網漁業」という。）
		総トン数1トン以上10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業（以下「小型船びき網漁業」という。）
		総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む二双吾智網漁業（以下「二双吾智網漁業」という。）
		総トン数1トン以上10トン未満の漁船により営む漁業であって主としていか釣りやを営む漁業（以下「小型特定漁業」という。）、総トン数1トン以上10トン未満の漁船により営む漁業であって小型底びき網漁業、小型船びき網漁業及び小型特定漁業以外の漁業（以下「小型一般漁業」という。）、総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業であって二双吾智網漁業以外の漁業並びに漁業法（昭和24年法律第267号）に定める第二種共同漁業のうち小型定置網漁業（以下「小型定置網漁業」という。）

に、

姫島加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧姫島漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業、小型特定漁業、小型一般漁業、小型定置網漁業及び総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業
-------	--------------------------------	---

を

姫島加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧姫島漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業、小型特定漁業、小型一般漁業、小型定置網漁業及び総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業
芥屋加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧芥屋漁業協同組合の地区	総トン数1トン以上10トン未満の漁船により営む漁業及び小型定置網漁業

に改

める。

福岡県告示第684号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	福岡前摩原線	前	糸島市志摩師吉13番41先から 糸島市志摩師吉24番1先まで	13.4 ～ 16.1	20.0
			後	糸島市志摩師吉13番41先から 糸島市志摩師吉24番1先まで	13.9 ～ 17.1	20.0

福岡県告示第685号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年7月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡前摩原線	糸島市志摩師吉13番41先から 糸島市志摩師吉24番1先まで

福岡県告示第686号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田 川 県 道		八 香 女 春 線	前	田川郡添田町大字野田1773番2先から 田川郡添田町大字野田1782番2先まで	10.1 ～ 10.6	51.1
			後	田川郡添田町大字野田1773番2先から 田川郡添田町大字野田1782番2先まで	10.3 ～ 16.3	51.1

福岡県告示第687号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

田 川 県 道	八 香 女 春 線	前	田川郡添田町大字野田1627番先から 田川郡添田町大字野田1625番1先まで	10.5 ～ 11.4	42.3
		後	田川郡添田町大字野田1627番先から 田川郡添田町大字野田1625番1先まで	10.5 ～ 15.8	42.3

福岡県告示第688号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年3月福岡県告示第372号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年7月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上豊州5	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第689号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年3月福岡県告示第373号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年7月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

上豊州5	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
------	----------------------------	---------	-----------------

備考 別紙図面1は省略し、その図面を川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第690号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年7月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上豊州-5	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第691号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年7月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上豊州-5	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第692号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年7月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量
くろまぐろ（小型魚）	25.4トン	福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分	25.4トン
くろまぐろ（大型魚）	9.1トン	福岡県くろまぐろ（大型魚）知事管理区分	9.1トン

福岡県告示第693号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	八香女春線	前	田川郡添田町大字落合4250番1先から 田川郡添田町大字落合4226番先まで	16.1 ～ 17.8	30.0
			後	田川郡添田町大字落合4250番1先から 田川郡添田町大字落合4226番先まで	16.1 ～ 17.8	30.0

公 告**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年7月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年6月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ゆめタウン大川

(2) 所在地 大川市大字上巻字野口430-1外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外24者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外23者

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年7月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
筑後市土地改良区	令和4年6月27日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年7月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
三橋上庄土地改良区	令和4年6月27日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年7月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
三池干拓土地改良区	令和4年6月27日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年7月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年6月23日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ラ・ムー田川店

(2) 所在地 田川市大字夏吉194-171外6筆

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
大黒天物産株式会社	代表取締役 大賀昭司	岡山県倉敷市堀南704番地5

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
大黒天物産株式会社	代表取締役 大賀昭司	岡山県倉敷市堀南704番地5

4 大規模小売店舗を新設する日

令和5年2月24日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,655.08平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物西側	65
合計	65

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物西側	50

合計	50
----	----

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物東側	54.0
合計	54.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内北東側	8.15
合計	8.15

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
大黒天物産株式会社	24時間	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	敷地西側、敷地南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後11時00分

公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定に基づき、令和4年度種苗生産事業者講習会(以下「講習会」という。)を開催するので、林業種苗法施行令(昭和

45年政令第194号) 第3条の規定により次のように公告する。

令和4年7月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 講習会の日時及び場所

日	時	場	所
令和4年9月8日(木曜日) 午前10時00分～午後5時00分		久留米市山本町豊田1438番地2号 福岡県農林業総合試験場資源活用研究 センター研修室	

2 受講資格者並びに講習科目及び時間

(1) 受講資格者

林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木(幼苗を含む。)を配布の目的をもって採取し、若しくは育成する事業を行おうとする者又はこの事業に従事しようとする者

(2) 講習科目及び講習時間

講	習	科	目	講	習	時	間
種苗に関する法令 種苗の産地及び系統に関する事項 種苗の生産技術に関する事項				午前10時00分～正午 午後1時00分～午後3時00分 午後3時00分～午後5時00分			

3 受講の申込方法

講習会の受講希望者は、令和4年8月26日(金曜日)までに、受講申込書(用紙は、県の各農林事務所林業振興課で交付する。)に講習手数料14,000円(福岡県領収証紙によること。)を添えて、県の各農林事務所林業振興課に提出すること。

4 問合せ先

名	称	所	在	地	電	話	番	号
福岡県農林水産部 林業振興課造林係		福岡市博多区東公園7番7号			092-643-3548			
福岡県福岡農林事務所 林業振興課		福岡市中央区赤坂一丁目8番8号 福岡西総合庁舎			092-735-6137			
福岡県朝倉農林事務所 林業振興課		朝倉市甘木2014番地1 朝倉総合庁舎			0946-22-2731			

福岡県八幡農林事務所 林業振興課	北九州市八幡西区則松三丁目7番1号 八幡総合庁舎	093-601-5567
福岡県飯塚農林事務所 林業振興課	飯塚市新立岩8番1号 飯塚総合庁舎	0948-21-4965
福岡県筑後農林事務所 林業振興課	筑後市大字和泉606-1	0942-52-5972
福岡県行橋農林事務所 林業振興課	行橋市中央一丁目2番1号 行橋総合庁舎	0930-23-0387

5 注意事項

- 講習会には、筆記用具を持参すること。
- 提出された受講申込書及び講習手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年7月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称

県税に係る収納管理事務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部税務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和4年4月1日

4 契約相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社福岡銀行

(2) 住所

福岡市中央区天神二丁目13番1号

5 契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)

35,666,180円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(c)(i)に該当

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年7月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

柳川市三橋町柳河字新開127番1及び127番10から127番26まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日市松ヶ丘六丁目14番地

有限会社中央建築

代表取締役 北浦 隆

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年7月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 アイレックスガーデン花見東

(2) 所在地 古賀市花見東一丁目1862番6外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

・建築物の外観、外構等について、古賀市景観計画に基づく景観形成基準に適合するものとし、条例に基づく届出を行うこと。

・敷地内に設置する広告物の表示面積の合計が15㎡を超える場合は、古賀市屋外広告物条例に基づく許可を受けること。

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

令和4年7月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 失効した特定危険薬物の名称

(1) 化学名 2 - (エチルアミノ) - 2 - (3 - メチルフェニル) シクロヘキサノン
1 - オン及びその塩類

(2) 化学名 N, N - ジエチル - 2 - { [5 - ニトロ - 2 - (4 - プロポキシフェニル) メチル] - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール - 1 - イル } エタナミン
及びその塩類

(3) 化学名 1 - (シクロブチルメチル) - N - (2 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第34号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

令和4年7月8日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により次のように国土調査として指定したので、同条第5項の規定により公示する。

令和4年7月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定の年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
令和4年6月28日	田川郡添田町	大字庄の一部	令和4年6月28日から 令和5年3月31日まで
令和4年6月28日	田川郡糸田町	南糸田、真岡、西部、 旭ヶ丘の各一部	令和4年6月28日から 令和5年3月31日まで
令和4年6月28日	京都郡みやこ町	徳永の一部	令和4年6月28日から 令和5年3月31日まで

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、遠賀町遠賀川駅南土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

令和4年7月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 就任した理事

氏名	住所
高崎 徳彦	遠賀郡遠賀町大字木守1130番地
倉光 辰生	遠賀郡遠賀町大字浅木382番地の5
白木 敏明	遠賀郡遠賀町大字木守635番地の1
白木 住久	遠賀郡遠賀町大字木守572番地
岩崎 公彦	遠賀郡遠賀町大字上別府2033番地

村田 重成	遠賀郡遠賀町大字木守563番地の1
内田 茂	遠賀郡遠賀町松の本五丁目2番14号
柴田 広辞	中間市朝霧一丁目2番17号

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人から名称及び支援業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のように公示する。

令和4年7月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	変更に係る事項	旧	新	変更年月日
特定非営利活動法人セーフティネットNeedsMe	支援法人の名称	特定非営利活動法人セーフティネットNeedsMe	NPO法人ニーズミー	令和2年11月17日
	支援業務を行う事務所の所在地	福岡市東区社領二丁目23番19号	福岡市博多区祇園町2番24号603	令和4年4月1日

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定により次のように公示する。

令和4年7月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日
介護医療院	40B1500048	介護医療院くさかべ大牟田市大字吉野859番地	医療法人くさかべ病院	令和4年7月1日

公告

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の

規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設から指定の辞退があったので、同法第115条第2号及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第10号）第2条の規定による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の2の規定により、次のように公告する。

令和4年7月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	辞退年月日
介護療養型医療施設	4014419065	くさかべ病院 大牟田市大字吉野859番地	医療法人くさかべ病院	令和4年6月30日

監査委員

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査の結果（令和4年2月14日3監総第596号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年7月8日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

4 保総第772号
令和4年6月24日

福岡県監査委員 藤山泰三 殿
同 世利洋介 殿
同 森行一 殿
同 大島道人 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和4年2月14日3監総第596号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置
について通知します。

記

指摘事項に対する措置

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部 嘉穂・鞍手保健 福祉環境事務所	領収証紙により徴収した狂犬病予防注射手数料について、消印により領収証紙納付書の紙面と証紙の彩紋とにかけて消すべきところ、消印が漏れていた。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所属長が、関係職員に対して、以下の取組を徹底するよう指導した。 ○ 消印証紙日計表の決裁前に担当者及び係長は、領収証紙に消印漏れがないかを再度確認する。 ○ 決裁時には、副所長が領収証紙納付書のすべてについて消印の確認を行う。
	生活保護費（生業扶助）のうち高等学校等就学費について、3月に入学準備金と定期代の支給を行っていたところ、誤って5月にも支給したため、支給過大となっていた。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所属長が、今回の誤りを関係職員に示した上で、所内会議において、以下の取組を徹底するよう指導した。 ○ 担当者は、高等学校就学費の認定事務をする際に、ケース記録に基づき「高等学校就学費認定一覧表」を確実に作成し、生活保護電算システムに入力した上で、保護決定調書の決裁回付を行う。 ○ 課長・係長は、ケース記録を精読するとともに、決裁回

	<p>生活保護費の収入認定に当たり、1年間分を一括して受領した自治会に係る手当について、就労収入として認定すべきところ、これを行わず、支給過大となっていた。</p>	<p>付時にケース記録と保護決定調書との照合を徹底する。</p> <p>所属長が、今回の誤りを関係職員に示した上で、所内会議において、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当者は、他の就労収入及び収入充当額の有無を、過去の記録及び給与明細書等の書類により確認し、ケース記録を正しく記載する。 ○ 課長・係長は、ケース記録を精読して、他の就労収入及び収入充当額の有無を確認するとともに、決裁回付時にケース記録と保護決定調書との照合を徹底する。
--	--	---

注意事項に対する措置

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	生活保護費返還金の収入未済額が、前年度に比べて増加している。	<p>所属長が、「生活保護費返還金・徴収金収入未済解消対策会議」において、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに年金等を受給する場合など確実に返還金の発生が見込まれる場合には、受領後速やかに一括返還するよう指導を行う。 ○ 生活保護受給中の滞納者に対しては、ケースワーカーを通じて督促を行い、一括返還が困難な者に対しては、履行延期申請の指導を行う。 ○ 生活保護を受給していない滞納者に対しては、返還金担当者が債務者への文書、電話、訪問による納入の督促を計画的に行う。 ○ 債務者の死亡後は、戸籍等調査により相続人を特定し、納付督促を行う。 <p>本庁の所管課は、出先機関の返還金担当者を対象とした会議を開催し、各福祉事務所の返還金収納状況、収入未済解消に向けた取組、課題や優良事例などを情報共有し、収入未済発生抑止について協議した。</p> <p>また、出先機関に対し、所内関係部署の連携強化及び収入未済解消対策会議を開催するよう指導した。</p> <p>所属長が、今回の誤りを関係職員に示した上で、所内会議において、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 副所長は、副所長、課長及び係長で構成する「保護課職制会議」において、上司によるケース記録の精読や、ケー

		<p>ス記録と保護決定調書との照合の徹底について、繰り返し注意喚起する。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 生活保護電算システムの入力に係る操作手順書に今回の誤りの事例とその正しい手順を明記し、事務処理の際、担当者を確認させる。○ 課長・係長は、高等学校等就学費の認定時にケース記録と保護決定調書を照合し、認定月数を確認する。○ 係長は、高等学校就学費の認定を行う時期に、ミスを起こしやすい事象について操作手順書を用いて担当者へ周知する。
--	--	--

4 福総第626号
令和4年6月24日

福岡県監査委員 藤山泰三 殿
同 同 利洋 介 殿
同 同 森行 一 殿
同 同 大島 道 人 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和4年2月14日3監総第596号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項に対する措置

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部 こども療育セン ター新光園	特別職非常勤職員の報酬について、令和3年4月、5月及び6月の勤務実績に基づいて、それぞれ翌月の10日(10日が日曜日、土曜日又は休日(以下「休日等」という。)に当たる場合は、直近の休日等ではない日)に支給すべきところ、まともめて令和3年7月28日に支給していた。	所属長が、以下の取組を徹底するよう指導するとともに、それを決裁時に確認することとした。 ○ 内部統制に係るリスク対応シートに、「非常勤職員名」、「支払時期」を明記した支払進捗一覧表を、年度当初に任用通知書を基に作成し、的確に支給することを明記する。 ○ 上司は、支払進捗一覧表と任用通知書とを照合するとともに、支払い事務の進捗状況を確認する。

注意事項に対する措置

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	<p>里親委託費（扶助費）のうち防災対策費について、委託児童が使用する寝袋代を支給すべきところ、これを支給していないかった。また、防災ラジオ代及びLEDテープライト代について、支給額を誤っていた。</p>	<p>所属長が、今回の誤りを関係職員に示し、以下の取組を徹底するよう指導するとともに、支出命令書の決裁時に自ら確認することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内部統制に係るリスク対応シートに、副任の職員による複数チェックを行い、確認を徹底するとした再発防止策を記載する。 <p>また、扶助費の算定を行う係と支給を行う係において、里親から提出された請求書と領収証との照合を行い、さらに請求書と支出命令書の金額との照合を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 課長・係長は、里親から提出された請求書と領収証との照合を行い、さらに請求書と支出命令書の金額との照合を徹底する。 <p>本庁の所管課は、令和3年度定期監査結果を所管する出先機関へ送付し、職員に対する注意喚起を徹底するよう指導した。</p>

監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した総務部、企画・地域振興部及び商工部出先機関定期監査の結果（令和4年2月14日3監総第596号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年7月8日

福岡県監査委員

同

同

同

藤山泰三

世利洋介

森行一

大島道人

4行経第721号
令和4年6月21日

福岡県監査委員 藤山泰三様
同 同 世利洋介様
同 同 森行一様
同 同 大橋克己様

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和4年2月14日3監総第596号の監査結果の報告に基づき、下記のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
総務部 東福岡県税 事務所	法人県民税について、税額算定の基礎数値を誤って入力し、納付された当該税を還付した。	<p>還付した税について、速やかに返納手続きを行い、令和3年8月25日に返納されたことを確認し、税務システムへの入力処理を完了した。</p> <p>所属長は、今回の誤りの原因となった納税証明書発行時の確定申告書の入力について、以下の取組を行うよう指示し、再発防止を図った。</p> <p>① 担当者と係長は、確定申告書と当該内容を入力した税務システム画面ハードコピーとの照合を行い、上司は照合結果を確認すること</p> <p>② 確定申告書入力時のチェックポイントや誤りやすい項目について、職員向けマニュアルを作成して研修を行うこと</p> <p>③ 内部統制に係る業務手順書に今回の誤りと再発防止策を記載し、注意喚起を行うこと</p> <p>また、税務課としては、事業税担当係長会議において、今回の事例を説明の上、各事務所においても同様の誤りが発生しないよう周知徹底を行った。</p>